

4. 都市機能誘導区域に係る検討

4-1 都市機能誘導の基本的な考え方

(1) まちづくりの課題とまちづくりの基本方向の再整理

本計画において、「まちづくりの課題」とこれを踏まえた「まちづくりの基本方向」等を次のように整理、設定しています。

【まちづくりの課題】

- ①市人口の減少抑制と地域コミュニティの適正な人口規模の確保
- ②JR阿南駅周辺の求心力低下の改善と各地域での生活サービス機能の集約、充実
- ③JR阿南駅を中心とする公共交通ネットワークの確保、充実と交通結節機能等の強化
- ④公共施設保有総量の縮減
- ⑤津波災害に備えた安全な居住地への緩やかな移住の誘導
- ⑥集落地等の地域コミュニティにおける必要不可欠な生活環境の保全

【まちづくりの方針】

この6点のまちづくりの課題を踏まえ、市民が安全・安心と魅力を感じることができる日常生活圏に、愛着を持ち、集まって居住（本計画では『集住』と言います。）するよう緩やかに誘導し、これと連携して都市の拠点や日常生活圏の拠点に各種生活サービスの都市機能の保全や適正な立地（本計画では『集約』と言います。）を図ります。合わせて、拠点と周辺地域との交通アクセスを公共交通ネットワークにより確保するとともに交通結節機能の強化を図ります。

これらにより、愛着を持って暮らし続けることができるまち“阿南”づくり（コンパクトシティ・プラス・ネットワーク）に取り組みます。

《本計画のまちづくりの方針》

**『集住と都市機能の集約の連携による、
愛着を持って暮らし続けることができるまち“阿南”づくり』**

【まちづくりの基本方向】

上記のまちづくりの課題を解消、改善しつつ、『集住と都市機能の集約の連携による、愛着を持って暮らし続けることができるまち“阿南”づくり』に取り組むため、まちづくりの基本方向として次の4点を定めます。

- (1)本市の都市核と各地域コミュニティ核に利用圏人口に応じた各種生活サービス機能を集約した、多極ネットワーク型拠点づくり
- (2)市民の誰もが安心して暮らし続けられる集住型の地域コミュニティづくり
- (3)誰もが多様な生活サービスを享受できる公共交通ネットワークづくり
- (4)集落地等の地域住民も共生できる持続的な定住環境づくり

(2) 都市機能誘導の方針

立地適正化計画は、居住誘導区域において“都市機能の充足による居住誘導区域への居住の誘導”、一方、都市機能誘導区域において“人口密度の維持による都市機能の持続性の向上等”を推進し、住宅及び都市機能の立地の適正化を効果的に図ることを目標としています。

このことを踏まえ、都市機能誘導の方針は居住誘導の方向性を踏まえて定めます。

この観点から、「まちづくりの基本方向」のうち、

(1)本市の都市核と各地域コミュニティ核に利用圏人口に応じた各種生活サービス機能を
集約した、多極ネットワーク型拠点づくり

(2)市民の誰もが安心して暮らし続けられる集住型の地域コミュニティづくり

に基づいて、都市拠点や地域拠点における都市機能誘導の方針として次の3事項を定めます。

また、「まちづくりの基本方向」－「(4)集落地等の地域住民も共生できる持続的な定住環境づくり」に配慮します。

【都市拠点や地域拠点における都市機能誘導の方針】

① J R阿南駅周辺の都市拠点において多様な高次都市機能等を集約し、求心力の強化を図ります。

- ◆ J R阿南駅周辺の都市拠点において、市人口減少とともに市民が郊外部や市外の商業地を利用する機会が増加していることなどから、高次都市機能の求心力が低下し、商業機能等が低迷しています。

このことを踏まえ、J R阿南駅周辺の都市拠点において、市民の多様なニーズに応えられる高次の医療、福祉、文化・学習支援、商業、行政サービス等の各種都市機能の保全、充実を積極的に図ります。

② 羽ノ浦地域等の利便性が高く、津波災害に強い地域拠点において、子育て世代やファミリー層を中心とした集住（住み替え等）を支援するため、特に医療、子育て支援機能、文化・学習支援機能等の保全、充実を図ります。

- ◆ 羽ノ浦地域等において、子育て世代やファミリー層を中心とする転入・転居による住み替え等による人口増加が見られることを踏まえ、これらの人々の集住をより一層支援するため、J R羽ノ浦駅周辺の地域拠点において医療、子育て支援、文化・学習支援機能等の保全、充実を重点的に図ります。
- ◆ 本市の沿岸部等に広く存在している特定避難困難地域から津波災害に対して安全で安心できる内陸部の居住地へ移住を希望する人々の住み替えなどを支援するため、J R羽ノ浦駅周辺の地域拠点やJ R阿南駅周辺の都市拠点（内陸側）において医療・商業等の生活サービス機能のより一層の保全、充実を図ります。

③ これまでに育まれてきた地域コミュニティを守り育て、高齢者などの誰もが安心して暮らし続けられるよう、各地域拠点において医療、高齢者福祉、商業機能等の保全、充実を図ります。

- ◆羽ノ浦地域等以外の各地域では、人口減少が続くとともに人口の約3割が高齢者となっています。このことを踏まえ、市民が安心して暮らし続けられるとともに高齢者が健康で暮らせるよう、各地域拠点において特に医療、高齢者福祉、商業機能等の保全、充実を図ります。

【参考】

◎集落地等の既存の医療・福祉・商業機能等の保全、活用を図ります。

なお、既存の集落地等に住み続けることを選択する市民も考えられることから、集落拠点において地域住民と協働して既存の医療・福祉・商業機能等の保全、活用を促進します。

図 都市機能誘導の方針の設定



4-2 都市機能誘導区域の区域設定

(1) 区域設定の考え方

① 都市機能誘導区域の位置の設定

都市機能誘導区域は、“医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点※や生活拠点※に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効果的な提供を図るべき区域”と定められています。（※ 本市においては都市拠点、地域拠点と定めています。）

【本市の地域コミュニティを踏まえたまちづくりの地域区分】

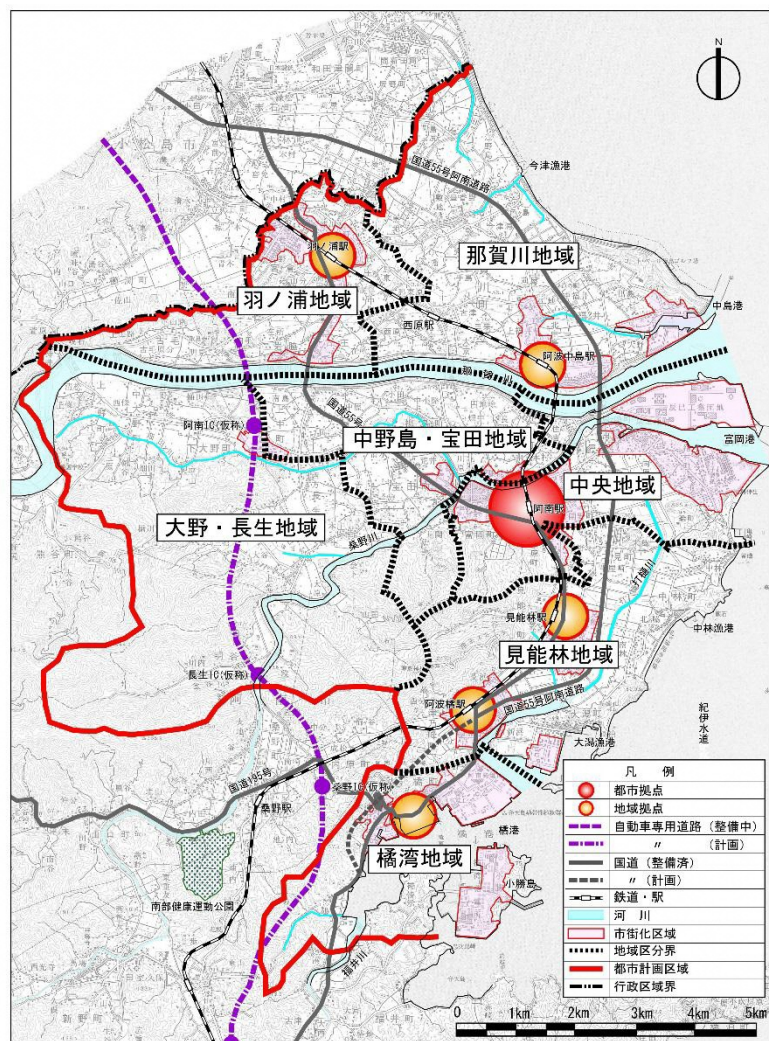
本市は都市計画マスタープランにおいて、町村合併による市街地形成の成り立ちや人口規模、河川等の分断要素、公共交通網等を踏まえ、都市計画区域を7地域に区分してまちづくりを進めています。

このうち大野・長生地域（同、約6千人）は大部分が市街化調整区域で、一部に工業地が形成された市街化区域が位置しています。他の6地域では市街化区域に地域の中心地が位置し、周辺に居住地が形成されています。

この6地域は、北部から羽ノ浦地域（平成27年住民基本台帳人口約13千人）、那賀川地域（同、約11千人）、中央地域+中野島・宝田地域（同、約19千人）、見能林地域（同、約11千人）、橘地域（同、約3千人）となっています。

このことを踏まえ、人口と各種都市機能が集積する拠点として、JR阿南駅周辺は本市の中心市街地が形成され各種の高次都市機能が集積していることから「都市拠点」に定めています。

また、各地域の中心地が位置するJR羽ノ浦駅、阿波中島駅、見能林駅、阿波橘駅の各駅周辺と橘町一般国道55号周辺の5箇所は医療・商業等の生活サービス機能が概ね立地していることから「地域拠点」に定めています。



【 図 本市におけるまちづくりの地域区分と拠点の配置方針 】

前記の「都市機能誘導の方針」に基づき、本市の地域区分、都市拠点や地域拠点の設定を踏まえ、都市機能誘導区域は下記のように都市拠点1箇所と地域拠点5箇所を中心とする区域に設定します。

方針①：JR阿南駅周辺の都市拠点において多様な高次都市機能等を集約し、求心力の強化を図ります。

- ・ この方針に基づき、JR阿南駅周辺に都市機能誘導区域を設定します。

方針②：羽ノ浦地域等の利便性が高く、津波災害に強い地域拠点において、子育て世代やファミリー層を中心とした集住（住み替え等）を支援するため、特に医療、子育て支援機能、文化・学習機能等の保全、充実を図ります。

- ・ この方針に基づき、JR羽ノ浦駅周辺に都市機能誘導区域を設定します。

方針③：これまでに育まれてきた地域コミュニティを守り育て、高齢者などの誰もが安心して暮らし続けられるよう、各地域拠点において医療、高齢者福祉、商業機能等の保全、充実を図ります。

- ・ この方針に基づき、JR阿波中島駅周辺（那賀川地域）、JR見能林駅周辺（見能林地域北部の見能林町、才見町等）、JR阿波橋駅周辺（見能林地域南部の津乃峰町、大瀨町）、橋町一般国道55号周辺（橋地域）の4箇所に都市機能誘導区域を設定します。

②都市機能誘導区域の範囲の設定条件

都市計画誘導区域の範囲は、国土交通省資料（次頁参照）に示されている留意すべき事項を考慮し、以下の“居住誘導区域との整合”、“区域の範囲”、“対象区域から除外する区域”を踏まえ、次頁の設定基準に基づいて設定します。

ア 居住誘導区域との整合

都市機能誘導区域の対象範囲は、市街化区域内の各地域の人口密度等から住宅の立地を誘導する区域（居住誘導区域）を考慮し、この区域内となるよう配慮して設定します。

イ 区域の範囲

都市機能誘導区域の対象範囲は、医療、福祉、教育、文化・学習支援、商業、行政サービス等の生活サービス施設が一定程度の集積がある区域で、その利用圏として鉄道駅やバス停留所から徒歩や自転車等により容易に移動できる範囲内に設定します。

ウ 対象区域から除外する区域

都市機能誘導区域の対象区域は、防災と良質な居住環境の保全の観点から、次の区域を含めないこととします。

- ・ 特定避難困難地域（最大クラスの津波が発生した場合に避難することが困難な地域）、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域
- ・ 第一種低層住居専用地域、工業地域、工業専用地域

■ 都市機能誘導区域の範囲の設定基準

区分	都市拠点の都市機能誘導区域	地域拠点の都市機能誘導区域
①区域及び周辺の居住人口に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> 本市の各々の市街化区域における人口密度の状況を勘案し、平成27年時点の人口集中地区内、又は周辺市街地が人口密度概ね35人/ha以上又は比較的高い人口密度（概ね30人/ha以上）となっているエリアを基本とします。 なお、都市機能誘導区域は居住誘導区域内に定めるものとされています。 	
②生活サービス施設の集積、充実に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> 本市全体の多様な高次都市機能と日常生活に必要な生活サービス施設（医療、高齢者福祉、子育て支援、教育、文化・学習支援、金融、行政サービス施設等）が集積して立地する区域とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の日常生活に必要な都市機能の生活サービス施設（医療、高齢者福祉、子育て支援、教育、文化・学習支援、商業、行政サービス施設等）が集積して立地する区域とします。
③公共交通のアクセスや区域内の移動に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道駅（JR阿南駅）からの徒歩圏内（概ね800m圏内）を基本とします。 なお、生活サービス施設が800m圏を超えて集積している場合については、鉄道駅と連絡するバス停の徒歩圏内（300m圏内）等に位置する区域とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道駅（JR羽ノ浦駅、阿波中島駅、見能林駅、阿波橋駅）からの徒歩圏内（概ね800m圏内）を基本とします。 橋町一般国道55号周辺においては、バス停留所からの徒歩圏内（300m圏内）が連たんするエリアを基本とします。なお、このエリア群が徒歩圏（概ね半径800m圏内）となることとします。
④災害リスク、良質な居住環境の保護に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> 特定避難困難地域（最大クラスの津波が発生した場合に避難することが困難な地域）、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域は防災上の観点から除外します。 第一種低層住居専用地域は、良質な居住環境の保護の観点から除外します。 工業地域、工業専用地域は、工業の利便を増進する地域であることから除外します。 	
⑤区域の境界線に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> 区域の境界線は、原則として河川・水路、道路、鉄軌道等の明確な地形・地物とします。また、幹線道路の沿道に帯状に定める場合は、道路からの一定距離等をもって定めるものとします。 	

なお、建築物の敷地が都市機能誘導区域の内外にまたがる場合は、その全部が都市機能誘導区域に属するものとします。

【参考】「改正都市再生特別措置法等について－3 立地適正化計画の作成」（平成27年6月1日時点版）より抜粋

①具体的な区域の設定に当たって留意すべき事項

○居住誘導区域との関係

住宅及び都市機能の立地の適正化を効果的に図るという観点から、居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定めるとともに、居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を設定する。

○区域の数

市町村の主要な中心部のみならず、例えば合併前旧町村の中心部や歴史的に集落の拠点としての役割を担ってきた生活拠点等、地域の実情や市街地形成の成り立ちに応じて必要な数を定め、それぞれの区域に必要な誘導施設を定めることが望ましい。

○区域の範囲

区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲で定めることが考えられる。

(2) 区域設定

《都市拠点を中心とする都市機能誘導区域》

① J R 阿南駅周辺・都市機能誘導区域（I）

【区域設定の方針】

J R 阿南駅周辺の都市拠点は本市の中心市街地であり、本市全体の中核となる高次の医療、高齢者福祉、子育て支援、文化・学習支援、商業、行政サービス等の都市機能とともに日常生活に必要な支援機能が立地し、多種多様な生活サービス施設が集積しています。また、公共交通（鉄道、バス）の要所となっています。

しかし、J R 阿南駅周辺の都市拠点において、市人口減少とともに市民が郊外部や市外の商業地を利用する機会が増加していることなどから、高次都市機能の求心力が低下し、商業機能等が低迷しています。

このことから、J R 阿南駅周辺に都市機能誘導区域を定め、J R 阿南駅周辺の都市拠点において多様な高次都市機能等を集約し、求心力の強化を図ります（方針①）。

【区域の範囲】

都市機能誘導区域は、J R 阿南駅周辺の人口集中地区内に設定するとともに、この西方に位置する宝田町の阿南医療センター建設地周辺の2箇所を設定します。また、この相互間をバス交通により連絡することにより、各種都市機能サービスの回遊性を確保して一体的な区域と考えます。

ア J R 阿南駅周辺の区域は、鉄道駅やバス停からの徒歩の利便性や地理上の判りやすさなどを考慮し、駅西側において北方の阿南市役所付近、南方の県道大林津乃峰線沿道に囲まれた駅近傍の商業地等の区域とします。

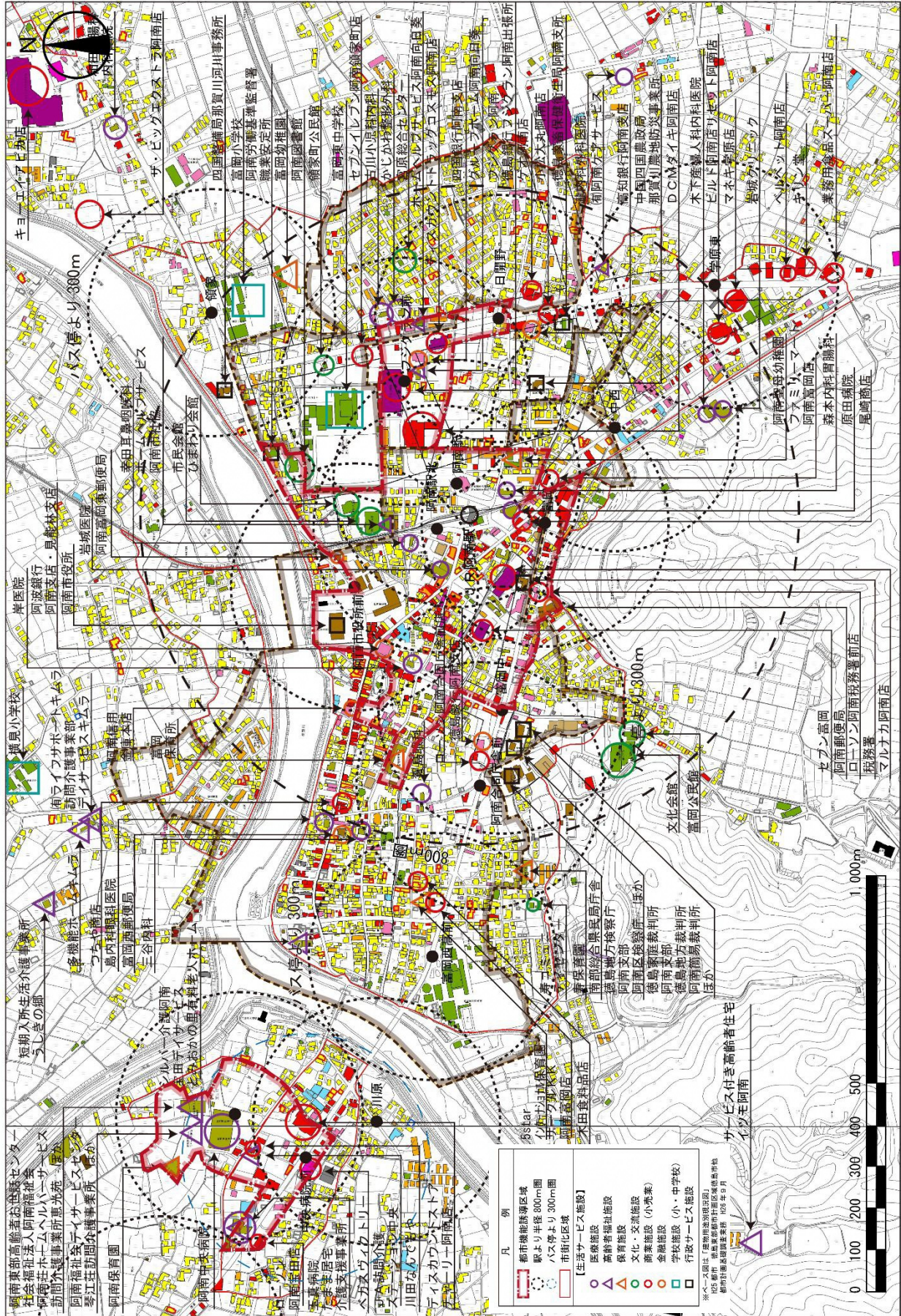
また、駅東側においては、駅北東側の図書館、市民会館、駅への東方からのアクセス道路となる都市計画道路駅前七見線、都市計画道路領家学原線の沿道区域とします。

ただし、都市計画道路領家学原線の東方やJ R 阿南駅の南部は特定避難困難地域に該当し、牛岐城趾公園付近及びこの北側は土砂災害特別警戒区域（急傾斜）であることから除外します。

用途地域は、商業地域、近隣商業地域、第一種住居地域を中心に、一部に準住居地域、第一種中高層住居専用地域を指定しています。

イ 宝田町の阿南医療センター建設地周辺は医療・高齢者福祉施設等が集積していることを踏まえ、この建設地周辺とこのアクセス道路となっている県道大林津乃峰線の沿道の区域とします。

用途地域は、第一種住居地域、準工業地域を指定しています。



【 図 J R阿南駅周辺・都市機能誘導区域（I） 図 】

《地域拠点及び周辺の都市機能誘導区域》

② J R羽ノ浦駅周辺・都市機能誘導区域（Ⅱ）

【区域設定の方針】

J R羽ノ浦駅周辺は旧羽ノ浦町（羽ノ浦地域）の中心地であり、駅周辺の県道大林津乃峰線や県道羽ノ浦停車場線の沿道に医療、高齢者福祉、子育て支援、文化・学習支援、商業、行政サービス等の多様な生活サービス施設が集積しています。

羽ノ浦地域は、子育て世代やファミリー層を中心とする転入・転居による住み替え等による人口増加が見られることを踏まえ、これらの人々の集住をより一層支援することが求められています。

このことから、J R羽ノ浦駅周辺に都市機能誘導区域を定め、利便性が高く、津波災害に強い地域拠点において、子育て世代やファミリー層を中心とした集住（住み替え等）を支援するため、特に医療、子育て支援機能、文化・学習機能等の保全、充実を図ります（方針②）。

【区域の範囲】


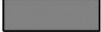



















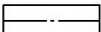




都市機能誘導区域は、J R羽ノ浦周辺の人口が集積しているエリアを基本に設定します。

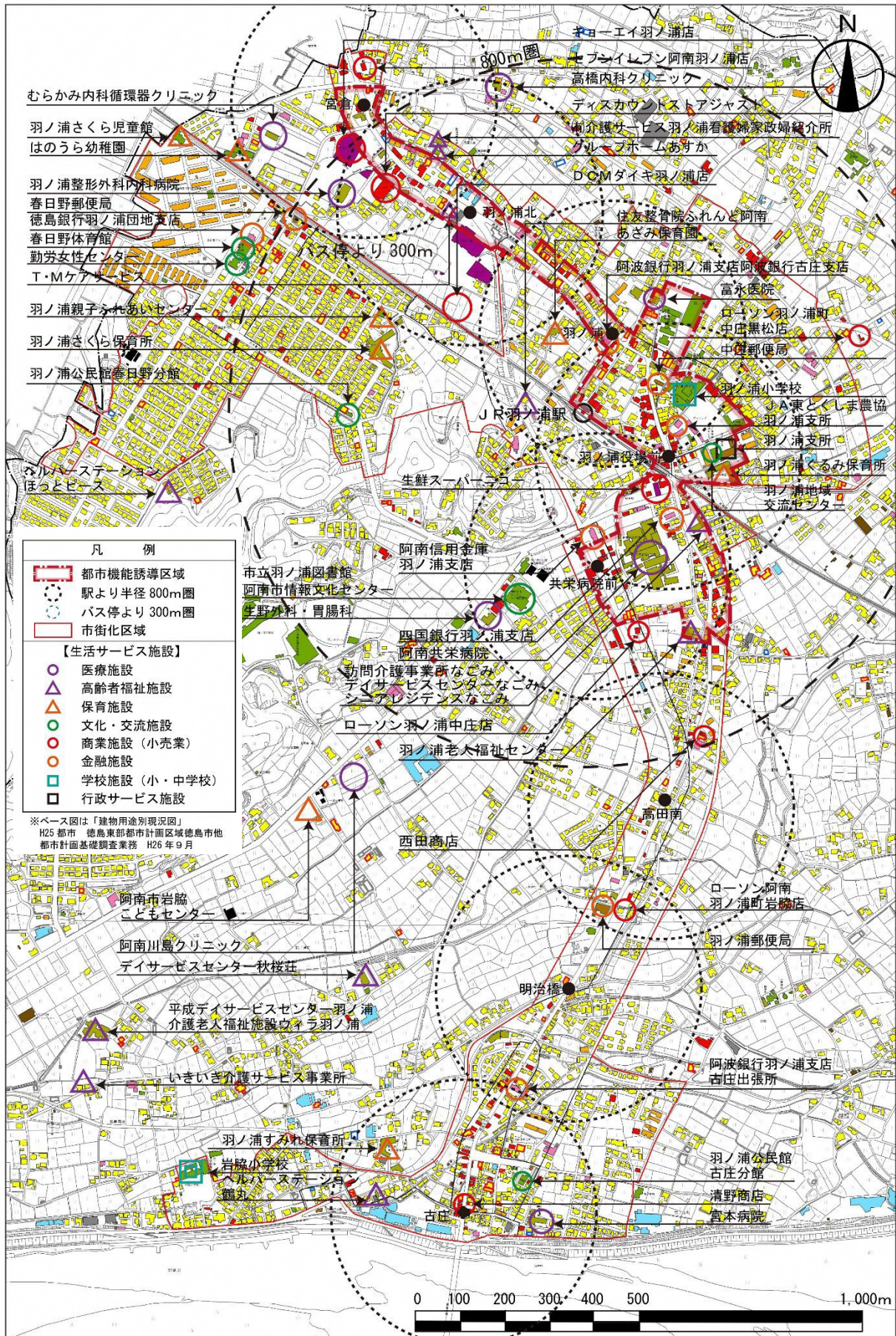
この範囲は、J R羽ノ浦駅から概ね 800m圏内で鉄道・バスの公共交通、各種生活サービス施設の立地状況を勘案し、次のようにJ R羽ノ浦駅周辺と駅北側の県道大林津乃峰線等の沿道街区等に定めます。

ア J R羽ノ浦駅周辺は、駅前と駅東側の県道羽ノ浦停車場線を中心する商業地等と、J R牟岐線の南側の阿南共栄病院周辺を区域とします。用途地域は、近隣商業地域、第一種住居地域、第二種住居地域、第一種中高層住居専用地域に指定しています。

イ J R羽ノ浦駅の北側は、隣接する県道羽ノ浦停車場線、県道大林津乃峰線の沿道街区を区域とします。用途地域は、近隣商業地域、第一種住居地域等に指定しています。

【都市機能誘導区域図（建物用途の凡例）】

	独立住宅		運輸倉庫施設
	共同住宅		重工業施設
	商業・業務併用住宅		軽工業施設
	商業・業務併用共同住宅		サービス工業施設
	一般商業施設		家内工業施設
	集合販売施設		農林漁業施設
	業務施設		供給処理施設
	宿泊施設		その他
	運動・遊戯施設		人口集中地区界
	娯楽施設		用途地域界
	文化・教育施設		市街化区域界
	医療・厚生施設		都市計画区域界
	官公庁施設		行政区界



【 図 JR羽ノ浦駅周辺・都市機能誘導区域（Ⅱ）図 】

③ J R阿波中島駅周辺・都市機能誘導区域（Ⅲ）

【区域設定の方針】

J R阿波中島駅周辺は旧那賀川町（那賀川地域）の中心地であり、北部の主要地方道阿南那賀川線沿道に市役所支所、図書館、中学校、高齢者お世話センター、公民館などの公共施設が設置されています。また、南部のJ R阿波中島駅周辺に小学校、金融機関、診療所などが立地しています。

那賀川地域には市全体人口の約15%の市民が居住し、過去10年間の人口推移は減少しているものの市全体の減少率に比較して緩やかな状況となっています。

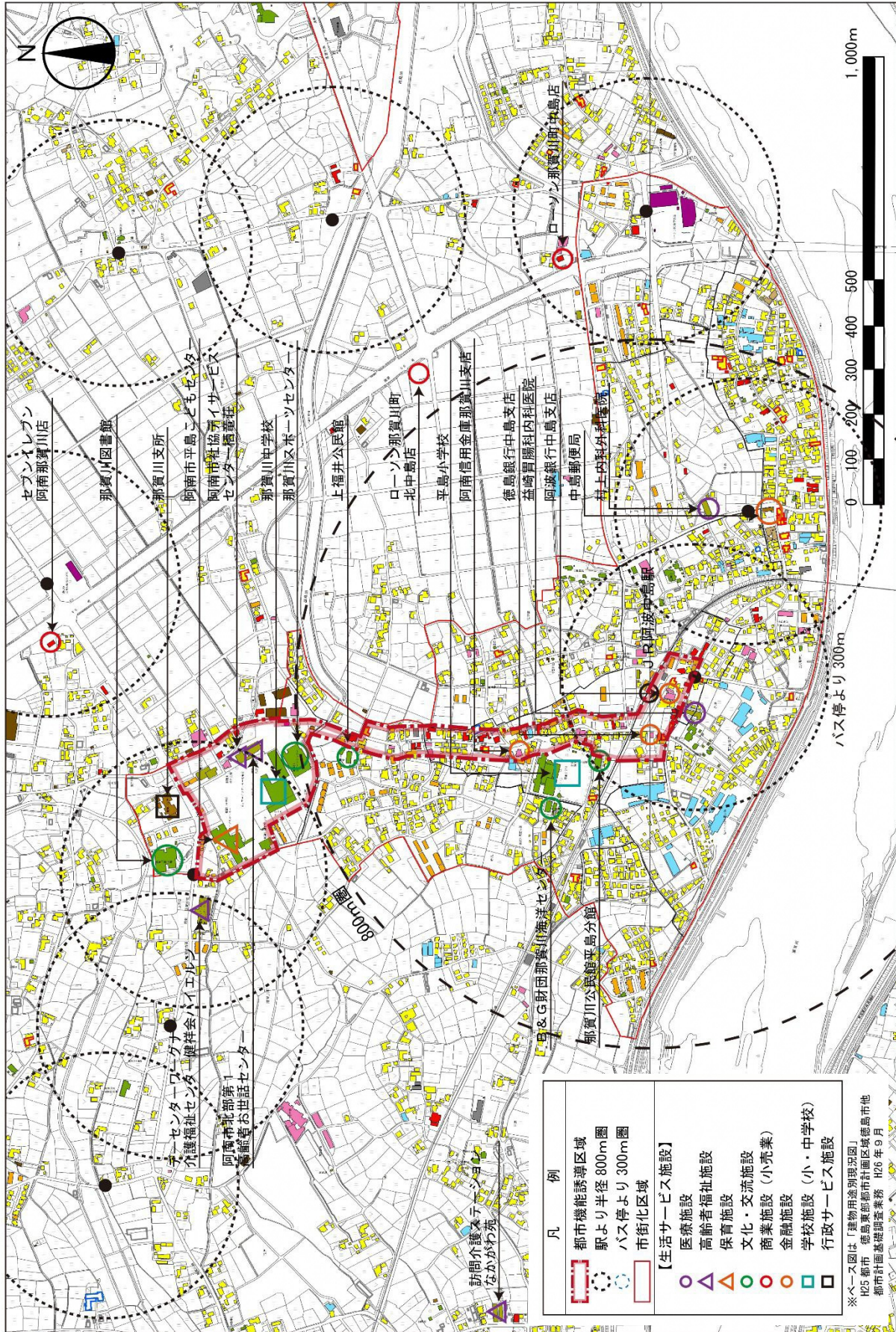
このことから、J R阿波中島駅周辺に都市機能誘導区域を定め、那賀川地域においてこれまでに育まれてきた地域コミュニティを守り育て、高齢者などの誰もが安心して暮らし続けられるよう、医療、高齢者福祉、商業機能等の保全、充実を図ります（方針③）。

【区域の範囲】

J R阿波中島駅周辺の範囲は、J R阿波中島駅から概ね800m圏、及びJ R阿波中島駅前からのバス路線が連絡している那賀川中学校周辺を含めた圏内で、鉄道・バスの公共交通、各種生活サービス施設の立地状況を勘案し、次のようにJ R阿波中島駅南側と県道大林那賀川阿南線の沿道街区等に定めます。

ア J R阿波中島駅南側は、駅前街区等を区域とします。ただし、駅南東側の那賀川付近は特定避難困難地域に該当していることから除外します。用途地域は、近隣商業地域に指定しています。

イ また、主要地方道阿南那賀川線、県道大林那賀川阿南線の沿道街区と那賀川中学校周辺を区域とします。ただし、那賀川支所付近の主要地方道阿南那賀川線北側街区は特定避難困難地域に該当していることから除外します。用途地域は、第一種住居地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域に指定しています。



【 図 J R 阿波中島駅周辺・都市機能誘導区域（Ⅲ）図 】

④ JR見能林駅周辺・都市機能誘導区域（Ⅳ）

【区域設定の方針】

JR見能林駅周辺は見能林地域北部の拠点であり、阿南工業高等専門学校を中心に住宅地が形成され、小中学校、公民館、幼稚園、保育所などの公共施設等が設置されるとともに、金融機関、診療所などが立地しています。また、東方の中林漁港や北の脇海水浴場への連絡口になっています。

このことから、JR見能林駅周辺に都市機能誘導区域を定め、見能林地域においてこれまでに育まれてきた地域コミュニティを守り育て、高齢者などの誰もが安心して暮らし続けられるよう、医療、高齢者福祉、商業機能等の保全、充実を図ります（方針③）。

また、本市唯一の高等教育機関（阿南工業高等専門学校）が立地していることを踏まえ、高等教育機能の保全、充実を図ります。

【区域の範囲】

JR見能林駅周辺の範囲は、JR見能林駅から800m圏内で、鉄道・バスの公共交通、各種生活サービス施設の立地状況を勘案し、駅周辺の県道大林津乃峰線や県道中林港線の沿道街区、阿南工業高等専門学校等に定めます。用途地域は、近隣商業地域、第一種住居地域、第一種中高層住居専用に指定しています。



【 図 JR見能林駅周辺・都市機能誘導区域 (IV) 図 】

⑤ JR阿波橋駅周辺・都市機能誘導区域（V）

【区域設定の方針】

JR阿波橋駅周辺は旧見能林村の中心地であり、重要港湾橋港の玄関口となっていた地点です。現在は見能林地域南部の拠点であり、周辺には小学校、公民館、保育所や、海洋センター、金融機関、診療所などが立地しています。

見能林地域には市全体人口の約14%の市民が居住し、過去10年間の人口推移は減少しているものの市全体の減少率に比較して緩やかな状況となっています。

このことから、JR阿波橋駅周辺に都市機能誘導区域を定め、見能林地域においてこれまでに育まれてきた地域コミュニティを守り育て、高齢者などの誰もが安心して暮らし続けられるよう、医療、高齢者福祉、商業機能等の保全、充実を図ります（方針③）。

【区域の範囲】

JR阿波橋駅周辺の範囲は、JR阿波橋駅から800m圏内で、鉄道・バスの公共交通、各種生活サービス施設の立地状況を勘案し、駅前街区や駅周辺の一般国道55号の沿道街区等に定めます。

ただし、一般国道55号沿道のうち、南側に面する小高い丘は土砂災害特別警戒区域（急傾斜）であることから除外します。

用途地域は、近隣商業地域、第一種住居地域、準住居地域に指定しています。



【 図 JR阿波橋駅周辺・都市機能誘導区域（V）図 】

⑥ 橋町一般国道 55 号周辺・都市機能誘導区域（VI）

【区域設定の方針】

橋町一般国道 55 号周辺は、旧橋町の中心地で南部の中心拠点となっていました。

現在は重要港湾橋港の中心地となり、また南方の福井、椿や西方の桑野、新野の各地区の最寄りの地域拠点となっています。

当該地周辺には小学校、公民館、住民センター、子どもセンターが設置され、金融機関や徳島バス阿南㈱の拠点施設が立地しています。また、臨海部には工業地が形成されるとともに、四国電力の阿南発電所、橋湾発電所などが立地しています。

橋地域の人口は市全体人口の約 4 %ですが、南方や西方の各地区の人口を含めると市全体人口の約 19%となっています。

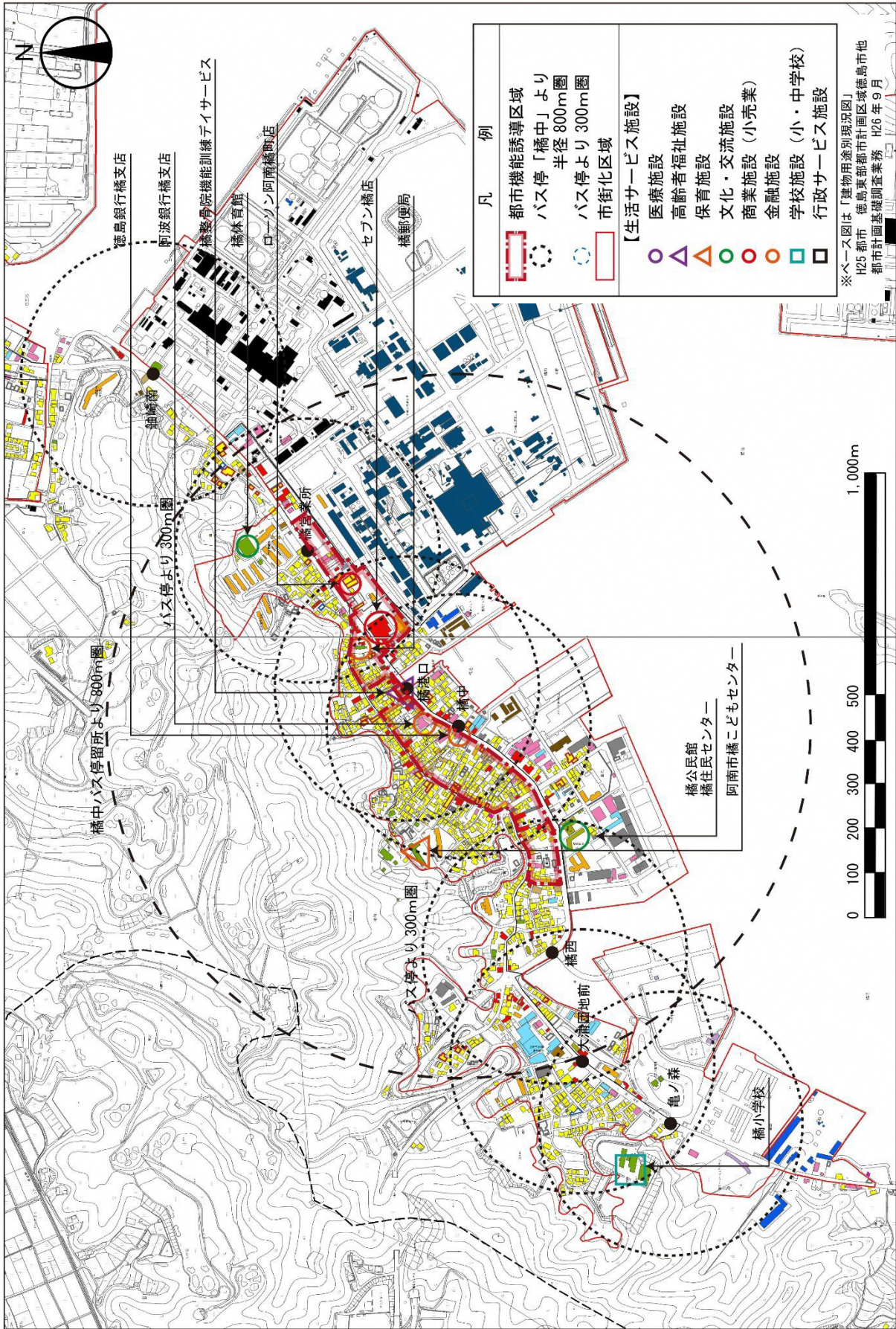
このことから、橋町一般国道 55 号周辺に都市機能誘導区域を定め、橋地域等においてこれまでに育まれてきた地域コミュニティを守り育て、高齢者などの誰もが安心して暮らし続けられるよう、医療、高齢者福祉、商業機能等の保全、充実を図ります（方針③）。

【区域の範囲】

橋町一般国道 55 号周辺の範囲は、バス停留所の誘致距離（半径 300m 圏）内のエリアが連担するエリア群で、各種生活サービス施設の立地状況を勘案し、一般国道 55 号のバス停留所「橋営業所」「橋港口」「橋中」周辺の沿道街区等に定めます。なお、このエリア群は、徒歩等によりそれぞれの生活サービス施設の間が容易に移動できる範囲（徒歩圏である半径 800 m 圏）となるように考慮します。

ただし、橋港口バス停の北西側は、土砂災害特別警戒区域（急傾斜）であることから除外します。

用途地域は、近隣商業地域、第一種住居地域、準工業地域に指定しています。



【 図 橋町一般国道55号周辺・都市機能誘導区域（VI）図 】

4-3 誘導施設の設定

(1) 誘導施設の設定方針

誘導施設は、本市が直面している人口減少、超高齢社会において、各地域の生活圏の居住者又は郊外部を含めた市域全体の生活サービスを確保するため、“都市機能誘導区域ごとに、立地を図るべき生活サービス施設（都市機能増進施設※）”です。

※都市機能増進施設とは、医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものをいう。（都市再生特別措置法第81条第1項より）

【都市機能誘導の方針に基づく誘導施設の設定方針】

前記の“都市機能誘導の方針”を踏まえ、JR阿南駅を中心とする都市拠点（JR阿南駅周辺）、羽ノ浦の地域拠点（JR羽ノ浦駅周辺）、及び他の4箇所の地域拠点の周辺に定めた都市機能誘導区域ごとに、誘導施設（立地を誘導すべき都市機能増進施設）を次の観点から設定します。

ア “方針①：JR阿南駅周辺の都市拠点において多様な高次都市機能等を集約し、求心力の強化を図ります。”

JR阿南駅周辺（都市拠点）の都市機能誘導区域においては、高次な都市機能施設、生活サービス施設の立地状況を踏まえ、本市において保全、充実が必要な高次な生活サービス施設を中心として誘導施設に設定します。

イ “方針②：羽ノ浦等の利便性が高く、津波災害に強い地域拠点において、子育て世代やファミリー層を中心とした集住（住み替え等）を支援するため、特に医療、子育て支援機能、文化・学習支援等の保全、充実を図ります。”

JR羽ノ浦駅周辺（地域拠点）の都市機能誘導区域においては、現在の生活サービス施設の立地状況を踏まえ、医療、子育て支援、文化・学習支援機能上から保全、充実が必要な生活サービス施設を中心として誘導施設に設定します。

ウ “方針③：これまでに育まれてきた地域コミュニティを守り育て、高齢者などの誰もが安心して暮らし続けられるよう、各地域拠点において医療、高齢者福祉、商業機能等の保全、充実を図ります。”

その他の地域拠点周辺の都市機能誘導区域においては、現在の生活サービス施設の立地状況を踏まえ、日常生活上に欠かせない生活サービス施設を中心として誘導施設に設定します。

また、JR見能林駅周辺においては、本市唯一の高等教育機関（阿南工業高等専門学校）が立地していることを踏まえ、高等教育機能の保全、充実を図るため誘導施設に設定します。

【誘導施設の区分】

誘導施設は、都市機能誘導区域に現存するもので、その機能の維持又は拡充が必要な施設（①）、現存施設以外に充実（補充）が必要な施設（②）、また都市機能誘導区域外にあっても駅等の徒歩圏に立地している施設（③）、及び都市機能誘導区域やその近傍に立地していない施設（④）があることを踏まえ、以下のように区分して設定します。

表 誘導施設の区分表

<p>①都市機能誘導区域に立地し、その機能（施設）を今後も維持又は再整備等により拡充する誘導施設【維持・拡充型】</p> <p>②都市機能誘導区域に立地しているが、さらに機能（施設）を誘致（補充）する誘導施設【充実型】</p> <p>③都市機能誘導区域外であるが駅等の徒歩圏（概ね800m圏）に立地している誘導施設【補完型】</p> <p>④都市機能誘導区域及び徒歩圏がなく、都市機能誘導区域に誘致する誘導施設【誘致型】</p> <p>※補完型は維持を図るとともに、動向を把握して移転等が生じる場合は都市機能誘導区域に誘導を図るものとします。</p>

(2) 都市機能誘導区域毎の誘導施設の設定

① J R阿南駅周辺（都市拠点）の都市機能誘導区域

本区域においては、“方針①：J R阿南駅周辺の都市拠点において多様な高次都市機能等を集約し、求心力の強化を図ります。”に基づき、現在の高次な都市機能施設及び生活サービス施設の保全、充実を図ります。

ア 地域医療支援病院（医療機能）

地域医療支援病院は、地域における医療の確保のために必要な支援に関する要件に該当するもので、県知事の承認を受けた病院です。

地域医療支援病院は、本市の医療機能の基幹施設として中心市街地の求心力を高める上で本市の都市拠点において欠かせない高次な都市機能施設と考えます。

現在、地域医療支援病院は、阿南共栄病院、阿南医師会中央病院がありますが、これらを統合して阿南医療センターの建設事業が宝田町において進められています。

このことから、地域医療支援病院を誘導施設（維持・拡充型）として定めます。

イ 市民会館、図書館（文化・学習支援機能）

J R阿南駅北側に立地している市民会館は 1,300 名の収容定員の文化施設ですが、昭和 49 年に建築されたもので、老朽化や耐震性等に課題が生じています。また、J R阿南駅北東側に立地している市立阿南図書館は昭和 55 年に建築されたもので、老朽化や耐震性等に課題が生じているとともに、蔵書数は那賀川図書館より少なく、貸出人数は那賀川図書館、羽ノ浦図書館を少し上回る状況です。

このことを踏まえ、高次な文化・学習支援施設となる市民会館と（中央）図書館を誘導施設（維持・拡充型）として定めます。

ウ 総合スーパー（商業機能）

総合スーパーは、大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法）の中でも、食料品や日用品に限らず、衣料、家電、家具等の多種多様な総合的な商品構成となっている店舗です。

総合スーパー（店舗面積 3,000 m²超と設定）は、1 店舗が立地しています。

総合スーパーは、市民の買物行動先が郊外部の総合スーパーや市外の商業地が増加していることから、中心市街地の求心力を高める上で本市の都市拠点において欠かせない高次な都市機能施設と考えます。

このことを踏まえ、総合スーパー（床面積 3,000 m²超）を誘導施設（維持・拡充型、充実型）として定めます。

エ その他の高次都市機能施設

J R阿南駅周辺の求心力を高めるとともに、市民の多様なニーズに応える高次な都市機能施設として、遊んで学べる子どものための博物館“（仮称）キッズプラザ阿南”や“シネマシアター”の誘導を、他の都市機能施設との複合化を含め、長期的観点から検討します。

オ その他の生活サービス施設

その他の生活サービス施設は、“方針③：これまでに育まれてきた地域コミュニティを守り育て、高齢者などの誰もが安心して暮らし続けられるよう、各地域拠点において医療、高齢者福祉、商業機能等の保全、充実を図ります。”に基づき、他の地域拠点と同様に誘導施設を定め、生活サービス施設の保全、充実を図ります。

② JR羽ノ浦駅周辺（地域拠点）の都市機能誘導区域

本区域においては、“方針②：羽ノ浦等の利便性が高く、津波災害に強い地域拠点において、子育て世代やファミリー層を中心とした集住（住み替え等）を支援するため、特に医療、子育て支援機能、文化・学習支援等の保全、充実を図ります。”に基づき、医療、子育て支援機能、文化・学習支援機能、及び生活サービス施設の保全、充実を図ります。

ア 診療所（医療機能）

JR羽ノ浦駅周辺において診療所（内科・小児科を併設）は、駅からの徒歩圏（都市機能誘導区域外）に1施設が立地しています。

内科・小児科の診療所は、本区域において今後の子育て世代等の集住に伴うニーズの増加に応じて充実することが必要と考えます。このことから、診療所（内科、小児科）は誘導施設（充実型、補完型）として定めます。

イ 地域子育て支援センター、幼稚園・保育所等子育て支援施設（子育て支援機能）

【地域子育て支援センター】

子育て支援施設のうち、地域子育て支援センターはJR羽ノ浦駅から南西約1kmに立地しています。地域子育て支援センターは、本区域において今後の子育て世代等の集住に伴い、欠かせない子育て支援施設と考えます。

このことから、地域子育て支援センターは誘導施設（補完型）として定めます。

【認定こども園、保育所】

認定こども園はJR羽ノ浦駅北方約1km及び南西約1kmの都市機能誘導区域外に立地しています。また、保育所は、都市機能誘導区域内と都市機能誘導区域の隣接地の2箇所立地しています。

当該区域等においては子育て世代やファミリー層を中心とする転入・転居による住み替え等による人口増加が見られることから、今後の子育て世代等の集住に伴うニーズに応じて充実することが必要と考えます。なお、幼稚園は保育所と一体化して認定こども園とすることを方針としています。

このことから、認定こども園、保育所は誘導施設（維持・拡充型、充実型、補完型）として定めます。

ウ 図書館（学習支援機能）

市立羽ノ浦図書館が、JR羽ノ浦駅の南西約0.4kmの都市機能誘導区域外に立地しています。図書館は、本区域において今後の子育て世代等の集住に伴い、欠かせない学習支援施設と考えます。

このことを踏まえ、図書館は誘導施設（補完型）として定めます。

エ その他の生活サービス施設

その他の生活サービス施設は、“方針③：これまでに育まれてきた地域コミュニティを守り育て、高齢者などの誰もが安心して暮らし続けられるよう、各地域拠点において医療、高齢者福祉、商業機能等の保全、充実を図ります。”に基づき、他の地域拠点と同様に誘導施設を定め、生活サービス施設の保全、充実を図ります。

③ その他の地域拠点周辺の都市機能誘導区域

当該区域においては、“方針③：これまでに育まれてきた地域コミュニティを守り育て、高齢者などの誰もが安心して暮らし続けられるよう、各地域拠点において医療、高齢者福祉、商業機能等の保全、充実を図ります。”に基づき、現在の生活サービス施設の立地状況を踏まえ、誘導施設を設定します。

また、JR見能林駅周辺においては、本市唯一の高等教育機関（阿南工業高等専門学校）が立地していることを踏まえ、高等教育機能の保全、充実を図ることとします。

ア 診療所（医療機能）

【診療所（内科、小児科）】

診療所（内科）は本市に40施設が立地し、うち都市機能誘導区域内に9施設、徒歩圏（都市機能誘導区域外）に9施設が立地しています。また、診療所（小児科）は本市に24施設があり、うち都市機能誘導区域内に4施設、徒歩圏（都市機能誘導区域外）に6施設が立地しています。しかし、橘町一般国道55号周辺に立地していません。

診療所（内科、小児科）は、高齢者、子育て世代など、誰もが日常生活上に必要な施設であることから、各地域の地域拠点周辺の都市機能誘導区域において誘導施設（維持・拡充型、誘致型）として定めます。

【病院】

病院は、利用者が自分に合った施設を選択し、バス、自家用自動車等による交通手段が多いことから、誘導施設に設定しないこととします。

イ 高齢者福祉施設

【地域包括支援センター（高齢者お世話センター）】

地域包括支援センター（高齢者お世話センター）は本市に6施設が立地し、うち、都市機能誘導区域に2施設が立地し、他の施設は市街化調整区域等に立地しています。

地域包括支援センター（高齢者お世話センター）については、過疎地域を中心に人員基準を満たすことができないセンターが生じる可能性があり、今後は設置数及び運営体制の見直しについて早急に検討する必要があると考えています。このことを踏まえ、誘導施設に設定しないこととします。

【その他の高齢者福祉施設】

高齢者福祉施設は、本市に訪問系介護施設が33施設、通所系介護施設が25施設、小規模多機能施設が8施設、短期入所施設が10施設あります。これらは6箇所の都市機能誘導区域に立地する一方、都市機能誘導区域外の市街化区域や市街化調整区域の集落拠点周辺等に広く立地しています。

高齢者（65歳以上）数は平成32年をピークに微減傾向に転じ、内訳では前期高齢者（65～74歳）数が平成32年をピークに減少する一方、後期高齢者（75歳以上）数は増加すると推計されています。一方、地域密着型老人福祉施設は平成29年度までに整備を目指しており、他の高齢者福祉施設は高齢者の増加に応じて市内で立地が進んでいます。

このことを踏まえ、訪問・通所系介護施設等は、利用者が自分に合った施設を選択し、送迎サービス等による交通手段が多いことから、誘導施設に定めないこととし、今後必

要に応じて検討します。

ウ 子育て支援施設（地域子育て支援センター、幼稚園、保育所等）

【地域子育て支援センター】

地域子育て支援センターは本市に 7 施設が立地し、うち 3 施設が都市機能誘導区域、4 施設が都市機能誘導区域外（1 施設が市街化区域、3 施設が市街化調整区域）に立地しています。

地域子育て支援センターは、施設や園庭を開放し保育サービスを通じて、子ども同士や母親間のふれあいを図るとともに、育児講座等の講習、電話相談、育児相談、子育て関連の情報提供を行っています。今後も、他の関係機関との連携を深め、より一層、地域に密着した支援を目指しています。

このことを踏まえ、地域子育て支援センターは各地域に欠かせない子育て支援の拠点施設であることから、誘導施設（維持・拡充型、補完型、誘致型）として定めます。

【幼稚園、認定こども園、保育所】

本市において、幼稚園は 10 施設、保育所は 25 施設、認定こども園は 5 施設、認可外保育施設が 2 施設あり、各々の都市機能誘導区域又は隣接区域に立地しています。

本市全体の入所児童数は平成 24 年をピークに緩やかな減少傾向となり、幼稚園在園者数は緩やかな減少傾向にあります。将来見込みは、就学前児童、小学生に相当する児童は共に緩やかな減少、その後横ばい状況へ推移するものと考えられます。

このような状況を踏まえ、幼稚園、保育所等は各々の地域拠点周辺の都市機能誘導区域及び市内各地に立地していることから、誘導施設に定めないこととします。（前記の J R 羽ノ浦駅周辺の都市機能誘導区域を除きます。）

一方、本市は幼稚園と保育所を認定こども園として一体化していく方針ですが、認定こども園は現存する 5 箇所以外については個所数、位置が検討途中となっています。

このことを踏まえ、当面は現存する認定こども園を誘導施設（維持・拡充型、補完型）として定めます。

エ 教育施設（小学校、高等教育施設等）

【小学校】

小学校は本市に 22 校（休校 4 校を除く。）があり、各々の校区を定めて市内各地に立地しています。

小学生に相当する 6 歳～11 歳の児童は、近年では緩やかな減少傾向にあり、今後緩やかな減少が続き、その後横ばい状況に推移するものと考えられます。

このことを踏まえ、小学校はこれまでに蓄積された利用圏（校区）があることから、誘導施設に定めないこととします。

【高等専門学校・高等学校（看護科を有するもの）】

阿南工業高等専門学校が J R 見能林駅周辺に立地し、本市唯一の高等教育機関となっています。また、富岡東高等学校羽ノ浦校は県内唯一の看護科を設置しています。

このことを踏まえ、高等専門学校、高等学校（看護科を有するもの）は現在校の保全、充実を図るため、誘導施設（維持・拡充型）として定めます。

オ 文化・学習支援施設（図書館）

市立那賀川図書館が、J R 阿波中島駅周辺の都市機能誘導区域の隣接地に立地しています。

当該施設は、現時点において施設の統廃合や新築等（移転を含む。）の計画・構想はありません。

このことから、既存施設の保全、充実を図ることとし、J R 阿波中島駅周辺の都市機能誘導区域において誘導施設（補完型）として定めます。

カ 商業施設

【食料品スーパーマーケット】

食料品スーパーマーケットは本市に 18 施設が立地し、J R 阿波中島駅周辺、J R 見能林駅周辺を除き、各都市機能誘導区域や市内の交通要所に立地しています。

食料品スーパーマーケットは、高齢者、子育て世代など、誰もが日常生活上に必要な施設であることから、各地域の地域拠点周辺の都市機能誘導区域において誘導施設（維持・拡充型、補完型、誘致型）として定めます。

【コンビニエンスストア】

コンビニエンスストアは本市に 27 施設が立地し、J R 阿波中島駅周辺を除き、各都市機能誘導区域や市内の交通要所に立地しています。

当該施設は日常生活上で便利な飲食品や日用品の小売店ですが、都市機能誘導区域に日常生活上に必要な商業施設として食料品スーパーマーケットが立地します。

このことを踏まえ、コンビニエンスストアは自動車を交通手段とする利用者が多いことから、誘導施設に定めないこととします。

キ 金融機関

銀行は本市に 25 施設、郵便局は 27 施設があり、各都市機能誘導区域又はその徒歩圏に立地するとともに、市内各地に分散して立地しています。

当該施設は日常生活を支える金融機関ですが、利用者が自分に合った施設を選択し、自家用自動車等による交通手段も多いと考えられることから、誘導施設に設定しないこととします。

【表 都市機能誘導区域別生活サービス施設の立地状況及び誘導施設対象の考え方】

機能	施設	都市拠点						地域拠点	
		JR阿南駅 周辺	JR羽ノ浦駅 周辺	JR阿波中島駅 周辺	JR見能林駅 周辺	JR阿波橋駅 周辺	橋町 一般国道 55号周辺		
1. 医療機能	1-1 地域医療支援病院	◎【拡充】	—	—	—	—	—		
	1-2 (その他の) 病院	◎	○	—	○	—	—		
	1-3 診療所 (内科)	◎	○ ▲	◎	◎	◎	★		
	1-3 診療所 (小児科)	◎	○ ▲	○	○	◎	★		
2. 高齢者福祉機能	2-1 地域包括支援センター	◎	○ JR羽ノ浦駅南 東約2km	◎	○ JR見能林駅南 東約2km	○ JR見能林駅南 東約2km	—		
	2-2 訪問系介護施設	◎	◎	—	◎	—	—		
	2-3 通所系介護施設	◎	◎	◎	◎	○	◎		
	2-4 小規模多機能施設	—	—	—	—	—	—		
	2-5 短期入所施設	◎	○	—	—	—	—		
3. 子育て支援機能	3-1 地域子育て支援センター	◎	○ JR羽ノ浦駅南 西約1km	◎	★	★	○		
	3-2 幼稚園	◎	—	—	○	—	—		
	3-3 認定こども園	—	○ JR羽ノ浦駅南 西約1km	◎ ○	—	—	○		
	3-4 保育所	◎	○ ▲	—	○	◎	—		
4. 教育機能	4-1 小学校	○	◎	◎	◎	○	○ 市街化区域外 の隣接地		
	4-2 高等専門学校・高等学校 (看護科を有するもの)	—	◎	—	◎	—	—		
5. 文化・学習機能	5-1 市民会館	◎【拡充】	—	—	—	—	—		
	5-2 図書館	◎【拡充】	○	○	—	—	—		
6. 商業機能	6-1 総合スーパー【うち、3千㎡超】	◎ ▲	—	—	—	—	—		
	6-1 食料品スーパーマーケット【うち、3千㎡以下】	◎	◎	★	★	◎	◎		
	6-2 コンビニエンスストア	◎	◎	○ 調整区域の一般国道55号沿道に3箇所	◎	◎	◎		
7. 金融機能	7-1 銀行	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	7-2 郵便局	◎	◎	○	◎	○	◎		

【都市機能誘導の方針に基づく誘導施設の区分】

- 方針①：JR阿南駅周辺において「高次都市機能の保全・充実」を支援するための誘導施設
- 方針②：JR羽ノ浦駅周辺において「子育て世代やファミリー層を中心とした集住（住み替え）を支援するための誘導施設
- 方針③：その他の地域拠点周辺において「地域コミュニティを守り育てる」ことを支援するための誘導施設

【誘導施設の立地等に関する区分】

- ◎ 【維持・拡充型】当該都市機能誘導区域内に立地し、その機能（施設）を今後も維持又は再整備等により拡充する誘導施設
- ▲ 【充実型】都市機能誘導区域に立地しているが、さらに機能（施設）を誘致（充実）する誘導施設
- 【補完型】都市機能誘導区域外であるが駅等の徒歩圏（概ね800m圏）内に立地している誘導施設
- ★ 【誘致型】都市機能誘導区域及び徒歩圏になく、都市機能誘導区域に誘致（誘導）する誘導施設

【参考：生活サービス施設の立地区分】

- ◎ 当該都市機能誘導区域内に立地している施設
- 都市機能誘導区域外であるが、駅等の徒歩圏（概ね800m圏）に立地している施設
- 都市機能誘導区域及び徒歩圏に立地していない施設

【表 都市機能誘導区域毎の誘導施設】

区分	J R 阿南駅 周辺 (都市拠点)	J R 羽ノ浦駅 周辺 (地域拠点)	J R 阿波中島 駅周辺 (地域拠点)	J R 見能林駅 周辺 (地域拠点)	J R 阿波橋駅 周辺 (地域拠点)	橘町国道 55 号周辺 (地域拠点)
医療施設	地域医療支援病院 診療所（内科） 診療所（小児科）	診療所（内科） 診療所（小児科）	診療所（内科） 診療所（小児科）	診療所（内科） 診療所（小児科）	診療所（内科） 診療所（小児科）	診療所（内科） 診療所（小児科）
子育て支援施設	地域子育て支援センター	地域子育て支援センター 認定こども園 保育所	地域子育て支援センター 認定こども園	地域子育て支援センター	地域子育て支援センター	地域子育て支援センター 認定こども園
教育施設	—	高等学校（看護科を有するもの）	—	高等専門学校	—	
文化・学習施設	(中央)図書館 文化会館(市民会館)	図書館	図書館	—	—	
商業施設	総合スーパー (店舗面積 3 千㎡超) 食料品スーパーマーケット (店舗面積 3 千㎡以下)	食料品スーパーマーケット (店舗面積 3 千㎡以下)	食料品スーパーマーケット (店舗面積 3 千㎡以下)	食料品スーパーマーケット (店舗面積 3 千㎡以下)	食料品スーパーマーケット (店舗面積 3 千㎡以下)	食料品スーパーマーケット (店舗面積 3 千㎡以下)

■ 誘導施設の定義

【地域医療支援病院】 「病院」：医療法第 1 条の 5 第 1 項に定める病院、医療法第 4 条第 1 項に定める地域医療支援病院

【診療所】 医療法第 1 条の 5 第 2 項に定める診療所のうち、診療科に内科、小児科を含むもの

【地域子育て支援センター】 児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に定める地域子育て支援拠点事業を行う事業所

【認定こども園】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に定める認定こども園

【保育所】 児童福祉法第 39 条第 1 項に定める施設

【高等専門学校】 学校教育法第 1 条に定める高等専門学校

【高等学校】 学校教育法第 1 条に定める高等学校

【図書館】 図書館法第 2 条第 1 項に定める図書館

【文化会館】 音楽、演劇、舞踊、映画など文化芸術事業のための設備を有する施設（(社)全国公立文化施設協会）

【総合スーパー】 大規模小売店舗法第 2 条第 2 項に定める「大規模小売店舗」のうち、店舗面積が 3,000 ㎡を超える店舗

【食料品スーパーマーケット】 大規模小売店舗法第 2 条第 2 項に定める「大規模小売店舗」で、主として食料品を販売する店舗、その他の食料品スーパーマーケット

4-4 都市機能誘導のための施策

(1) 立地適正化計画に基づく「届出」制度の活用

立地適正化計画を策定・公表した後において、「届出制」（都市再生特別措置法第 108 条）が適用されます。

届出制は、市町村が都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握するための制度です。

この制度に基づき、都市機能誘導区域外で誘導施設の建設等（開発行為、新築・改築・用途の変更）の行為を行おうとする場合には、原則として市長への事前届出が義務づけられており、市長は必要な場合に勧告を行うことができます。

この「届出制」を適切に運用し、誘導施設の建設等（開発行為、新築・改築・用途の変更、休止・廃止）の動向を把握し、都市機能誘導区域外で行われることを抑制して都市機能誘導区域内の建設等を誘導します。また、都市機能誘導区域内に現存する誘導施設が、都市機能誘導区域外へ移転することを抑制します。

■ 届出制度の概要

■ 目的：市町村が都市機能誘導区域内外における誘導施設の整備の動きを把握するための制度

■ 届出の時期：開発行為等に着手する 30 日前まで

■ 対象：立地適正化計画の区域内において、当該都市機能誘導区域に定める誘導施設を有する建築物を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為（誘導施設として定められた都市機能誘導区域内のこれらの行為を除く。）、若しくは誘導施設を休止または廃止する行為

ア 都市機能誘導区域内への誘導施設の立地の妨げにならないと判断した場合

- ・届出をした者に、当該区域内における誘導施設の立地誘導のための施策に関する情報提供等が可能です。

イ 届出内容どおりの開発行為等が行われた場合、何らかの支障が生じると判断した場合

- ・開発行為等の規模を縮小するよう調整。
- ・都市機能誘導区域内の公有地や未利用地において行うよう調整。
- ・開発行為等自体を中止するよう調整。 等

不調

- ・届出者に対し、「規模縮小」「都市機能誘導区域内への立地」などを勧告することができる。

(2) 国の財政上、金融上、税制上の支援措置を活用する施策

都市機能誘導区域内において持続的に都市機能の誘導を図るため、国の財政上、金融上、税制上の支援措置を、今後、誘導施設の立地動向を見定めつつ適切な時期に活用することとします。

【表 今後、適切な時期に活用する、国の財政上、金融上の支援措置】

	区分	概要
都市機能誘導区域	都市機能立地支援事業	・立地適正化計画に記載された、公的不動産の活用等と併せて民間事業者が行う、誘導施設（医療、社会福祉、教育文化、商業）の整備等に対して、国から直接補助を行う。
	都市再構築戦略事業（交付金）	・立地適正化計画に位置づけられた、中心拠点・生活拠点の形成に資する誘導施設の整備等に対して国が支援。
	優良建築物等整備事業（交付金）	・都市機能誘導区域内の一定の要件を満たす場合、誘導施設の整備、土地利用の共同化、高度化等を行う優良建築物等の整備に対して国が支援。
	市街地再開発事業・防災街区整備事業（交付金）	・都市機能誘導区域において一定の要件を満たすものについて、交付対象額の嵩上げ等により支援を強化。
	都市再生区画整理事業（交付金）	・都市機能誘導重点地区を重点地区に追加するとともに、誘導施設が立地する場合、交付限度額に道路用地費を全額算入。
	民間まちづくり活動促進・普及啓発事業	・都市機能誘導区域における、快適な都市空間の形成・維持等に資する都市利便増進協定等に基づく施設整備等を含む社会実験等を支援。
	スマートウェルネス住宅等推進事業	・都市機能誘導区域内の一定の要件を満たす場合、居住の安定確保と健康維持増進に関する取組みが行われる住宅団地等における生活支援・交流施設整備の支援を強化等。
	都市再生事業等（独立行政法人都市再生機構）	・都市機能誘導区域内の一定の要件を満たす場合等において、計画策定コーディネートの実施、政府出資金を活用した事業用地の先行取得、市街地再開発事業等の施行等により支援。
	（金融支援） まち再生出資（民間都市開発推進機構）	・都市機能誘導区域内において行われる誘導施設又は当該誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設（寄与施設）を整備する民間都市開発事業に対して出資。【総事業費の50%又は公共施設等＋誘導施設の整備費又は資本の50%のうち最も少ない額】
立地適正化計画区域	都市・地域交通戦略推進事業	・都市構造の再構築に取り組む都市における公共交通の利用環境の充実を重点的に支援し、歩行空間の整備等を新たに補助対象とする等、公共交通等への支援を強化。
	集約都市形成支援事業（コンパクト形成支援事業）	・立地適正化計画等の策定、都市の誘導施設の移転に際した旧建物の除却・緑地等整備を支援。

出典：「みんなで進める、コンパクトなまちづくり～いつまでも暮らしやすいまちへ～コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」国土交通省

【 表 今後、適切な時期に活用する、国の税制上の支援措置 】

区 分	概 要	措置内容
1. 都市機能誘導区域の外から内への事業用資産の買換特例	○適切な都市機能の計画的な配置を促進するため、都市機能誘導区域外の資産(種類を問わず)を、国土交通大臣が認定した民間誘導施設等整備事業計画に記載された誘導施設に買い換える場合に税制上の特例措置を講ずる。	○個人又は法人が、都市機能誘導区域の外において所有する事業用資産を譲渡し、認定誘導事業者により都市機能誘導区域内において施行される民間誘導施設等整備事業計画に記載された誘導施設に買い換える場合、譲渡資産の譲渡益の80%について課税を繰り延べる(損金算入)。
2. 誘導施設の整備の用に供するために土地等を譲渡した場合の買換特例	○都市機能の導入事業(民間誘導施設等整備事業計画)に係る用地確保のため、事業者が土地等を取得する場合、当該土地等を譲渡した者に対して税制上の優遇措置を講ずるものとし、敷地の集約化など用地確保の促進を図る。	(1)買換えの場合 ・買換特例(居住用財産・100%繰延) (2)単純売却の場合(地区外転出) ①「特別の事情」による売却(個人のみ) ・軽減税率 6,000万円以下の部分につき 所得税:15%→10%、個人住民税:5%→4% ②上記以外の理由による売却 ・(個人)長期保有(5年超)の土地等を譲渡した場合の軽減税率 2,000万円以下の部分につき 所得税:15%→10%、個人住民税:5%→4% ・(法人)5%重課の適用除外
3. 都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例	○市町村が策定する立地適正化計画を推進するため、当該計画に係る取組みに参画する都市再生推進法人への土地等の提供に伴う税負担を軽減することで、円滑な都市機能の誘導、整備等を図るもの。	①立地適正化計画に記載された誘導施設(都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設)等の整備等に関する事業のために、都市再生推進法人に所有期間5年超の土地等を譲渡する場合 →軽減税率を適用 (個人)2,000万円以下部分所得税:15%→10% 個人住民税:5%→4% (法人)5%重課適用除外 ②立地適正化計画に記載された公共施設の整備に関する事業の用に供するために、立地適正化計画の区域内にある土地等が地方公共団体又は都市再生推進法人に買い取られる場合 →1,500万円特別控除
4. 誘導施設を整備した事業者が当該誘導施設とともに整備した公共施設等に係る課税標準の特例措置	○市町村が必要と考える都市機能の整備に民間事業者が協力する際に、併せて公共施設等を民間事業者が自発的に整備・管理することを促すため、保有コストの負担を軽減する固定資産税等に係る特例を措置するもの。	○民間事業者が誘導施設の整備に併せて整備した公共施設・都市利便施設(※)について、固定資産税等の課税標準の軽減措置(5年間1/5を軽減) ※税の特例対象 1)公共施設 (道路、公園、広場、下水道、緑地等) 2)都市利便施設 (緑化施設、通路(道路等の交通施設又は公園等の公共空地に連絡するものであること等))

資料：国土交通省資料より作成

(3) 本市が独自に講じる施策

① 本市が実施予定の施策

ア 都市機能誘導の“方針①：JR阿南駅周辺の都市拠点において多様な高次都市機能等を集約し、求心力の強化を図ります。”に資する施策

次の2つの施策に取り組みます。

i 阿南医療センター建設事業

本市では、阿南共栄病院と阿南医師会中央病院の統合による「阿南医療センター」の平成31年開院を目指し、建設事業を進めています。

阿南医療センターは公的病院として、地域医療の中心的な役割を果たすとともに、高度専門医療、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療などを担い、地域住民が必要とする医療の提供に大きな役割を果たしていきます。

この建設事業を着実に進め、本市の地域医療の強化を図ります。

【表 阿南医療センターの概要<事業中>】

区分	計画内容
①基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 阿南市及びその周辺地域における中核医療センターとして、病診連携、病病連携のもとに地域医療に貢献する。 阿南市及びその周辺地域における救急医療の中心的な役割をはたす。 災害拠点病院として災害時に県南地域住民の安全確保に寄与する。 阿南市及びその周辺地域での包括的医療を行うために、円滑な医療と介護の連携を図る。 医師教育認定病院として、徳島大学の協力のもと医療の充実と医師の研修を図る。 安心して暮らせるための健康管理、情報の提供を行う。
②建設地	<ul style="list-style-type: none"> (旧)阿南医師会中央病院の隣接地
③主要機能	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療支援、救急医療、災害医療、がん医療、周産期医療、小児医療、教育研修、健康管理・検診、円滑的な医療と介護の連携
④診療科目	<ul style="list-style-type: none"> 阿南共栄病院と(旧)阿南医師会中央病院における既存の診療科目を再編・統合するとともに新設の診療科を整備し、29の診療科目を計画しています。
⑤病床規模	<ul style="list-style-type: none"> 一般病棟 263床、回復期リハビリテーション病棟 40床、地域包括ケア病棟 30床、緩和ケア病棟 15床、病養病棟 50床 ／計 398床

資料：広報あなん（平成26年7月号）、広報あなん（平成27年3月号）、阿南市資料

イ 都市機能誘導の“方針②：羽ノ浦等の利便性が高く、津波災害に強い地域拠点において、子育て世代やファミリー層を中心とした集住（住み替え等）を支援するため、特に医療、子育て支援機能、文化・学習支援等の保全、充実を図ります。”に資する施策

i 子育て支援事業の充実

羽ノ浦・宝田地域等を中心とし、次の2つの子育て支援事業の充実に取り組みます。

【表 子育て支援の施策】

施策名	施策の内容
1. 放課後児童健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> • 小学校に就学している児童であって、その保護者が仕事等により昼間家庭にいない場合に、授業終了後に児童厚生施設等の施設を活用して適切な遊び及び生活の場を設けてその健全育成を図ります。 • 小学校と連携を図り、研修などを通して指導員や保育内容の質的向上をめざし、放課後児童クラブの未開設校区については、各種条件が整い次第、新規開設を目指します。
2. 時間外保育事業	<ul style="list-style-type: none"> • 保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加等のやむ得ない理由により延長保育が必要である児童を、午後6時を超えて保育し、就労支援を行っています。 • 今後、ニーズ調査等の結果を踏まえ、延長保育を実施する保育所の増設等を検討します。

② 本市が今後、検討する施策

ア 都市機能誘導の“方針①：JR阿南駅周辺の都市拠点において多様な高次都市機能等を集約し、求心力の強化を図ります。”に資する施策

i JR阿南駅周辺整備事業案

現在、本市は本市の庁舎を中心とするJR阿南駅から阿南医療センターまでの周辺において、各施設相互のアクセス動線を検討し、魅力づくりやにぎわいの創出、利便性の向上を図る観点から、骨格道路や駅前広場等の整備に関するまちづくり計画を検討しています。

今後、このまちづくり計画に基づき、短期、中期、長期の視点を踏まえ、都市計画道路滝ノ下今福寺線等、駅前広場及びまちなみ景観の整備や、幹線道路の沿道整備、公共施設の再配置、富岡町交差点改良の実現化を目指します。

【表 JR阿南駅周辺整備事業案の概要】

区分	整備方針（素案）要	整備案の概要
1. 都市計画道路滝ノ下今福寺線、今福寺線の整備検討（短期）	・JR阿南駅への西側からのアクセス道路の整備の検討（短期）	・JR阿南駅と（県）大林津乃峰線を連絡する、駅西側のアクセス道路となる都市計画道路の整備（短期）を検討します。
2. JR阿南駅前広場の整備検討（短期）	・JR阿南駅西側の駅前広場の整備の検討（短期）	・JR阿南駅西側に駅前広場を整備し、大型バスや阿南医療センター等と連絡する阿南循環バス等及び自動車の乗り入れの利便性を向上させ、公共交通へのアクセス性を高めるとともに利用促進を目指します。
3. JR阿南駅前通りの景観形成の検討（長期）	・JR阿南駅から牛岐城趾公園方面に連絡する駅前通りの道路空間、沿道の景観形成の検討（長期）	・JR阿南駅から西側に続くショッピングロードの道路空間、沿道の景観形成を、都市再生整備計画事業（高質空間形成施設）の導入も視野に入れて、長期的観点に立って検討します。
4. 都市計画道路滝ノ下今福寺線の沿道街区等の整備誘導の検討（中期）	・都市計画道路の整備事業に合わせた沿道宅地等の再整備の検討（中期）	・JR阿南駅へのアクセス道路の整備に合わせて、沿道の宅地や低未利用地の再整備（中期）を、「低未利用土地権利設定等促進計画」の活用も視野に入れて検討します。
5. 市民会館、中央図書館の再整備の検討（中期）	・JR阿南駅近傍に立地している市民会館、市立阿南図書館の再整備の検討（中期）	・老朽化と耐震性等の改善が課題となっている市民会館、図書館の再整備について、都市再生整備計画事業の導入も視野に入れて検討します。
6. 富岡町交差点改良の検討（短期）	・主要地方道富岡港線の富岡町交差点改良の検討（短期）	・富岡町交差点において、主要地方道富岡港線と合流しやすいよう、市道富岡横見線の改良を検討します。（短期）

ア 都市機能誘導の“方針①：JR阿南駅周辺の都市拠点において多様な高次都市機能等を集約し、求心力の強化を図ります。”、及びイ 都市機能誘導の“方針②：羽ノ浦等の利便性が高く、津波災害に強い地域拠点において、子育て世代やファミリー層を中心とした集住（住み替え等）を支援するため、特に医療、子育て支援機能、文化・学習支援等の保全、充実を図ります。”に資する施策

i その他の本市が独自に検討する施策案

今後の誘導施設の立地動向を見定めつつ、市は独自に行う施策等（本市が国の支援を受けて行う施策を含む。）として、下記の「用地の土地利用規制の緩和」「円滑な事業への支援策」「行政手続きの簡素化・円滑化などの支援策」「用地確保のための支援策」「生活サービス施設の立地誘導のための支援策」を、実現性や効果を確認しつつ必要に応じて検討します。

【表 本市が独自に検討する施策案及び本市が国の支援を受けて行う施策案】

区分	施策の概要	施策の内容
1.都市機能整備に資する用地の土地利用規制の緩和策	・建物用途制限、法定容積率の緩和	○ 立地適正化計画に基づく特例制度を活用し、都市機能整備に資する用途の制限の緩和を検討します。 ア 「都市計画の決定・変更の提案制度」を活用した都市計画（地区計画による法定容積率や、用途地域等）の決定又は変更 イ 「特定用途誘導地区（都市計画法第8条）」の都市計画決定に基づく用途概要の指定
2.都市機能整備に資する円滑な事業化への支援策	・開発許可基準（接続道路などの基盤施設の整備基準等）などへ対応するための支援	○ 都市機能整備に資する事業の円滑化に向け、誘導施設の立地に伴う基盤整備事業（接続道路等）を、市が社会資本整備総合交付金を活用し支援事業として実施することを検討します。
3.都市機能整備に資する建設事業に向けての行政手続きの簡素化・円滑化などの支援策	・行政手続きの円滑化・簡素化	○ 市のワンストップ体制を整備し、事業者の開発等手続きの簡素化、円滑化に資することを検討します。 【事業者に対する窓口を一元化して設置し、この窓口を介して関係部局との調整を図り、円滑な事業化に資する。“帳簿作成、調整機能一元化”など】
4.都市機能整備に資する用地確保のための支援策	・候補地（民有地）の情報提供【用地のマッチング】	○ 空き地、空き家の実態調査の結果を活用し、誘導施設が立地できる空き地、空き家等の候補地（民有地）の紹介、斡旋の施策を検討します。 ○ また、誘導施設が立地できる公有地の紹介、斡旋を検討します。
5.生活サービス施設の立地誘導のための支援策	・空き店舗活用の支援制度の創設	○ 空き店舗等を活用した「チャレンジショップ」等に対する支援を検討します。

③ 民間が実施し本市と連携する施策

i 「まちゼミ」開催による賑わい創出

「まちゼミ」は、本市の富岡商店街等において、商店の人が講師となって長年培った豊富な知識や技術を来店者に無料で教える“街中のゼミナール”を示します。

来店のきっかけづくりや商店の魅力を伝え商店街全体の活性化につなげることがねらいで、「お客」は店の商品情報や専門知識が得られ、「お店」側は自店のサービスやこだわりを伝えることができ、「商店街」の賑わいを呼び込める仕掛けに特徴があります。

本市は今後、「阿南まちゼミ世話人会」との連携を図り、「まちゼミ」の拡充を図ります。